

基準第12条 掲載期間について（補足資料）

（掲載期間）
第12条 掲載期間は1年度（12カ月間）単位とする。また、掲載期間終了までに申し出がなければ1年度単位で自動更新とし、更新は2回までとする。なお、掲載開始が年度途中となる場合については、初めての年度末をもって1年度とする。

年	令和8年												令和9年												令和10年												令和11年		
月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
令和8年 4月契約 の場合	1年度目												2年度目（自動更新1回目）												3年度目（自動更新2回目）														
年度途中開始	1年度目												2年度目（自動更新1回目）												3年度目（自動更新2回目）														
年度途中開始	1年度目												2年度目（自動更新1回目）												3年度目（自動更新2回目）														
年度途中開始 年度途中解約	1年度目												2年度目																										